

# ひめじ農業委員会だより



## 第110号

令和3年(2021年)8月発行

編集・発行 姫路市農業委員会

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

TEL.079-221-2822 FAX.079-221-2809

ホームページ <https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000002578.html>



タブレットで野菜の成長記録をつける前之庄小学校2年生児童（夢前町前之庄）

## 【目次】

### 2頁

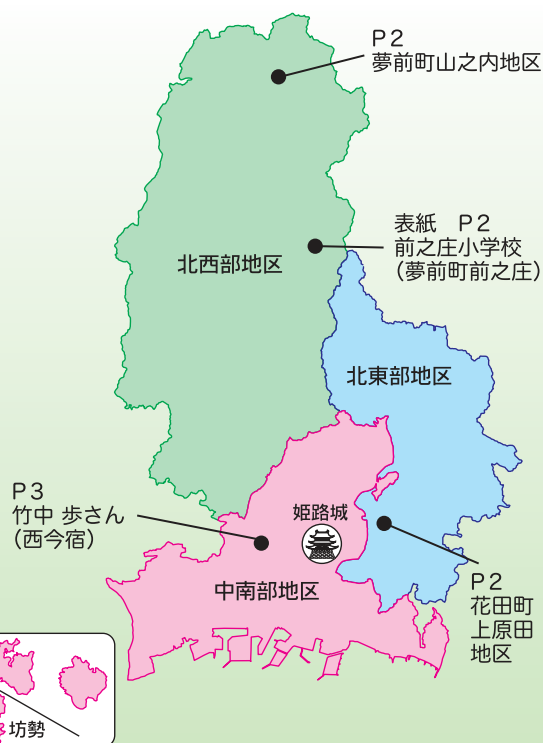
- 遊休農地解消の取り組み紹介  
夢前町山之内地区 / 花田町上原田地区
- 表紙関連記事
- 全国農業新聞を購読しませんか

### 3頁

- 認定新規就農者紹介 - 竹中 歩さん -
- 農家の皆さんへのお願い
- 野生鳥獣の被害対策について

### 4頁

- 相続税等納税猶予を受けておられる方へ
- 農業者年金に加入しませんか
- 地産地消メディア(FMゲンキ)
- 農地の転用には許可申請・届出を
- 農地を相続したら届出を
- 令和2年農地転用等申請(届出)集計
- 委員活動状況(活動記録カード提出数)
- 野焼きに注意しましょう!
- 農事相談室



# 遊休農地解消の取り組み紹介

## ゆめさきちようやまのうちちく 夢前町山之内地区

(農地利用最適化推進委員)

大江 廣明

姫路市の北西部、雪彦山の麓に位置する夢前町山之内地区では、過疎化・高齢化が進む集落の農業を守ろうと、山之内地区有志と榊香寺ハーブ・ガーデン(香寺町矢田部)が共同して、平成28年に「山之内楽農倶楽部」を立ち上げました。

榊香寺ハーブ・ガーデンが事業拡大のために同地区立船野の自治会内の農地所有者から借り上げた約3ヘクタールの農地で、地元住民の協力のもと、山之内楽農倶楽部が中心となり、カモミールの種まきから収穫、桑の葉の収穫、草刈り等の農地管理を請け負っています。

また、榊香寺ハーブ・ガーデンが廃園となった旧山之内幼稚園を姫路市から借り上げ、農家レストラン「且緩々」



(桑の葉収穫の様子)

としてリノベーションし、ハーブや地元野菜を活用した料理を提供したり、収穫したカモミールや桑の葉を加工した商品を販売しています。カモミールの収穫体験なども実施しており、兵庫県外から訪れる人も増え、同地区のPRにも力を注いでいます。

このような活動を通じて、地元住民に雇用の機会を創出することができるとともに、遊休農地が減少し、山之内地区の活性化につながっています。

## はなだちようかみほらだちちく 花田町上原田地区

(農業委員)

岸本 英夫

田畑の維持管理に伴い定期的に行う草刈りは労力や経費がかかり、特に保全管理をしている地権者等にとっては苦勞の最たる所でも有ります。

そこで、私の自治会(農区)において実施している取り組みを紹介します。

当地区では、少子高齢化により農地の荒廃が進み、草が生い茂った状態では火災が発生し民家に延焼する恐れがあったため、予防ができないかと発足されたのが、地域の人々が通称「草刈り隊」と呼んでいる「消防援助隊」です。平成18年から16年間に渡り、主に地区の防災活動を任務として草刈りを請け負い、消防団を支援してきました。

自治会(農区)は、草刈りに、草刈りに必要な機械



(上原田地区の消防援助隊)

類(乗用草刈り機、動力草刈り機、刈払い草刈り機)を無償貸与し、尚且つ年間活動費の助成をしています。年間処理面積は約4ヘクタールにも及びますが、草刈り対価は同隊発足以降継続して10円/mと安価に設定されているため、地域の地権者には非常に喜ばれています。将来にわたり、「消防援助隊」が存続できるよう、また、当地区の遊休農地の解消を図り、良好な農地の維持につながるよう、今後も地域一体となって取り組みを進めてまいります。

### 表紙関連記事

前之庄小学校2年生33名は、生活科の授業の中で、ミニトマト、きゅうりなどの野菜を育てています。個々に興味を持った野菜を苗から育てており、自分の野菜が日々成長している様子に喜びを感じながら世話や観察をしています。

収穫した野菜は、自宅へ持ち帰り、各家庭で美味しくいただくとのことです。



(再利用のペットボトルで水やり)

## 全国農業新聞

全国農業新聞を購読しませんか

発行日:毎週金曜日  
購読料:月額700円(税・送料込)  
申込先:農業委員会事務局  
TEL 079-221-2822



認定新規就農者紹介

竹中 歩さん



(今年から網干メロンの栽培を始めた竹中 歩さん)

姫路駅から約4キロメートル北西に位置する都市近郊型農業が盛んな西今宿地区で、代々の農業を引き継いだ竹中歩さん(30)。大学卒業後、実家の農業に関わる仕事を希望するようになり、「農の雇用事業(雇用就農に向けた支援)」を活用して、関東の農業法人で1年間研修を受け、栽培から販売ルートの確保の基本ノウハウを習得しました。



(建ち並ぶビニールハウス)

平成29年に認定新規就農者となり、農業施設貸与事業を利用して4棟のハウスを増設し、現在は8棟のハウスで、小松菜・ほうれん草・春菊などの葉物野菜をはじめ、トウモロコシや網干メロンなどを栽培しています。また、約40アールの露地では枝豆を中心に栽培しています。低農薬での栽培にこだわりを持って取り組んでおられる一方で、低農薬の農作物は動物にも人気のように、トウモロコシは、ハウスの隙間を狙ってアライグマが侵入し、枝豆は、植え付けてから間もない葉を鹿に食べられてしまうなどの獣害対策にも日々苦労されています。

竹中さんの農作物の主な出荷先は、地元スーパーの産直売場やJA直売所「旬彩蔵」などで、出荷先の農作物の売れ行き状況がインターネットを通じて実感できるところにやりがいを感じておられます。また、高品質なトウモロコシやレタス等の栽培に加え、2年前から、ぶどう(シャインマスカット・藤稔)にも挑戦されています。

将来は、耕作面積を拡大し、更なる農業経営の発展を目指していきたいとの抱負を語ってくださいました。

農家の皆さんへのお願い

農地の適正管理を

耕作放棄地は、雑草や害虫の発生が周辺に迷惑を与えるばかりでなく、不法投棄や火災を招く恐れもあります。農地をお持ちの方は、日ごろから適切な維持管理をお願いします。

農薬の適正使用を

農薬を散布する際は、近隣農家や周辺住民とコミュニケーションをとる、風の少ない時間帯に使用するなど、周辺環境に配慮をしましょう。

水門などの適正な管理を

近年、異常気象が多発しています。突発的な集中豪雨の際などには、水門や堰板などの適切な管理をお願いします。

農機具について土の後始末を

耕起作業の際、道路に水田の土を残したまま移動すると、スリップ事故の原因にもなり危険ですので、農機具の土を除いてから移動するようにお願いします。

農機具による事故の防止を

トラクター等の整備不足や操作ミスにより、農作業中の事故が増えています。

☆事故防止対策の3つのポイント☆

- ポイント① 確実な運転操作とブレーキ連結の確認を
- ポイント② 安全キャブ・フレーム装着とシートベルトの着用を
- ポイント③ ランプ類や低速車マーク等の取り付けを

野生鳥獣の被害対策について

私たちがゴミと思っている物でも、野生鳥獣はごちそうと思っているかもしれません。農地に生ごみを廃棄したり、未収穫野菜を放置したりすることは、野生鳥獣を集落に呼び込み、被害を発生させる原因になるのでやめましょう。

アライグマ、ヌートリア、シカ及びイノシシの捕獲に取り組む農区または自治会には、捕獲檻を貸し出す制度がありますので、農区長又は自治会長を通じて申請してください。

ただし、この捕獲檻は対象以外の動物(イタチ・キツネ等)を捕獲する目的では使用できませんので、ご注意ください。



<問い合わせ>  
北部農林事務所  
鳥獣対策室  
TEL 079-336-4412

### 相続税等納税猶予を受けておられる方へ

相続税等納税猶予を受けた農地が営農されていない場合は、納税猶予が打ち切れ、猶予されていた税とともにその期間の利子税も合わせて納付しなければなりません。



雑草が繁茂している場合はもちろん、農作物の栽培形跡が見られない場合も営農しているとはみなされませんので、十分ご注意ください。

### 地産地消メディア

### 「姫路のめっちゃうま！」

### 知っちゃお！食べちゃお！」

姫路産の食材の素晴らしさをアピールすることを目的に農林水産業の生産者等がラジオを通じて食材に関する情報を発信しています。

放送日時：毎月第2・4日曜日 15：45～16：00  
問い合わせ：姫路市農政総務課 農政・地産地消担当  
TEL 079-221-2496



### 農業者年金に加入しませんか

<加入要件>

- ①年齢要件・・・60歳未満
- ②国民年金の要件・・・国民年金第1号被保険者
- ③農業上の要件・・・年間60日以上農業に従事

上記の3つの要件を満たす人は誰でも加入できます。農地を持っていない農業者、配偶者、後継者などの農業従事者も加入できます。

### 農地の転用には許可申請・届出を

農地を住宅や駐車場など農地以外の用途に使用（転用）する場合は、農地法の許可（届出）が必要です。許可を受けずに耕作以外の用途に使用している場合は、違反転用になります。

### 農地を相続したら届出を

相続等で農地の権利を取得した場合は、法務局での所有権移転完了後、農地の所在する市町村の農業委員会に届出が必要です。

### 令和2年農地転用等申請(届出)集計

(令和2年1月1日～令和2年12月31日)

		件数	面積(ha)
3条	所有権	145	21.12
	耕作権	44	11.59
4条	届出	131	5.44
	申請	25	1.92
5条	届出	426	31.76
	申請	64	3.75

### 委員活動状況(活動記録カード提出数)

(令和2年8月1日～令和3年7月31日)

活動内容	件数
農地転用現地確認	678
農地の売買・貸借	220
農地パトロール・遊休農地対策	134
農地関連相談(転用・相続など)	37
その他(会議等)	209

### 野焼きに注意しましょう！

野外での焼却は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により農業等の一部の例外を除き、原則禁止されているため、不適正な野焼き等はやめましょう。

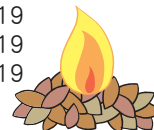
例外とされる行為に該当する場合でも、苦情等があれば焼却を中止してください。また、あらかじめ消防署への届出が必要となります。「いつ、どこで、何を燃やすのか」を事前に市内の各消防署まで連絡してください。

### 野焼きによる火災を防ぐには・・・

- ・風の強い日には、野焼きをしない
- ・少しずつ小分けにして燃やす
- ・水バケツなどの消火用具を必ず準備する
- ・終わるまでは、その場を離れない
- ・煙や灰などがご近所迷惑にならないように配慮する

【問い合わせ】 ※月曜日～金曜日(9:00～17:00)

消防局 予防課 / TEL 079-223-9532  
 姫路東消防署 予防担当 / TEL 079-288-0119  
 姫路西消防署 予防担当 / TEL 079-294-0119  
 飾磨消防署 予防担当 / TEL 079-233-0119  
 網干消防署 予防担当 / TEL 079-273-0119  
 中播消防署 予防担当 / TEL 0790-23-0119



月日	曜日
9月1日	水
10月6日	水
11月2日	火
12月1日	水
1月5日	水
2月2日	水
3月2日	水

### 農事相談室

農地の売買・貸借、相続税等納税猶予など、お気軽にご相談ください。なお、事務手続きなどのご相談は、随時受け付けています。

◎原則、第1水曜日 午前10時～12時

【場所】 農業委員会室 (姫路市役所 本館9階)

【問い合わせ】 農業委員会事務局 TEL 079-221-2823

### 【編集委員】

会長 岸本 英夫  
 会長職代 青田 誠  
 委員 田藤 仁志  
 委員 橋本 静枝  
 委員 宮下 裕光  
 委員 高濱 宏章